



2022年2月7日

各 位

会 社 名 沖 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 鎌 上 信 也
コ ー ド 番 号 6 7 0 3 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 I R 室 長 佐 藤 秀 昭
電 話 番 号 0 3 - 5 6 3 5 - 8 2 1 2

当社子会社の訴訟提起に関する判決のお知らせ

2020年12月23日付「当社子会社の仲裁手続きに関する裁定のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社子会社である沖電気金融設備（深圳）有限公司が、販売パートナーであった深圳市怡化電腦実業有限公司を被申立人として、未払いとなっている売上債権の支払いを求めた仲裁手続きについて、当方の主張がほぼ認められ、仲裁廷より支払うべき旨の裁定が下り、仲裁は確定しております。その後、裁定内容の速やかな履行を求め、深圳市怡化電腦実業有限公司の親会社等を被告として訴訟を提起しておりましたが、この度2021年12月23日に、広東省高級人民法院より判決書が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯と概要

沖電気金融設備（深圳）有限公司（以下、「OBSZ社」という。）は、2012年12月より深圳市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業社」という。）を通じて中国国内でATMの販売を行ってまいりました。しかし、怡化実業社がOBSZ社の販売代金について正当な理由なく支払いを滞留させたため、その支払いを求める仲裁手続きを行い、仲裁廷から2020年12月16日に怡化実業社に対し未払いの商品代金と遅延利息等を支払うようにとの裁定が出されました。

その後、OBSZ社は怡化実業社の親会社である深圳市怡化電腦股份有限公司（以下、「怡化電腦社」という。）等を被告として、怡化実業社の債務に対する連帯弁済責任を求めた法人格混同訴訟を広東省高級人民法院へ提訴しました。今般、2020年12月16日の仲裁廷の裁定を全面的に支持し、怡化実業社と怡化電腦社等が財務・人員・業務に混同があることを認め、連帯弁済責任を負う旨の判決が下りました。

2. 判決の要旨

(1) 怡化電腦社等は怡化実業社がOBSZ社に未払いの商品代金 1,096,866,800 人民元（約198億円）と遅延利息を支払うことにつき連帯弁済責任を負う。

(2) OBSZ社は怡化実業社に契約済みで未納入の商品の保証金 69,589,750 人民元（約13億円）と遅延利息を支払うこと。怡化電腦社等は怡化実業社が(1)と(2)を相殺した金額をOBSZ社に支払うことにつき連帯弁済責任を負う。

(3) OBSZ社の裁判受理費用等は怡化電腦社等の負担とする。

※為替換算レートは1人民元=18.07円（2021年12月31日時点）で算出

3. 今後の見通し

今回の判決内容は、当社およびOBSZ側主張の正当性が改めて明らかになったと受け止めています。今後、当社およびOBSZ社は、怡化実業社および怡化電腦社等に対して判決内容の速やかな履行を求めてまいります。なお、怡化電腦社等は2022年1月5日に最高人民法院に上訴をしており、今後審議が行われる予定です。

上記の訴訟の状況を勘案し、回収可能性を精査した結果、2022年3月期第3四半期連結累計期間において、貸倒引当金戻入額約31億円を販売費及び一般管理費の戻入として処理

しております。

今後の経緯により開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上